

当初設計書		設 計	精 算
起工番号	: 河維(委)第11号	履行期間	: 契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで (ただし、本予算議決後は令和9年3月31日まで)
会計年度	: 令和 8 年度	単価世代	: 令和08年03月12日 公共
事業名	: 河川排水路等補修事業	諸経費率	: 公共 令和07年10月01日
業務名	: 河川排水路除草業務委託(単価契約) 1工区		
設計部課名	: 都市建設部公園土木管理事務所		
業務場所	: 久留米市 藤光町外 地内		
設 計 の 概 要	(当初設計) 別紙単価表のとおり		

令和8年度

河川排水路除草業務委託(単価契約)1工区

工 種	規 格	単位	基礎単価	委託価格	委託請負価格	消費税	契約単価
除草工							
伐竹		100m2					
機械除草	肩掛式・飛散防止措置無し	100m2					
機械除草	肩掛式・飛散防止措置有り	100m2					
機械除草	ハンドガイド式	100m2					
人力護岸除草		100m2					
機械除草(排水路)	680m2未満	箇所					
人力除草(排水路)	280m2未満	箇所					
伐竹(排水路)	170m2未満	箇所					
土工							
床掘(人力)		m3					
床掘(機械)		m3					
埋戻(人力)	流用土、タンパ締固め	m3					
埋戻(機械)	流用土、人力補助、タンパ締固め	m3					
法面整形(人力)		m2					
法面整形(機械施工)		m2					
購入土	埋戻用(認定リサイクル製品)	m3					
雑工							
張コンクリート工	t=10cm、伸縮目地含む	m2					
型枠工	張コンクリート	m2					
防草シート工	平面部 1:2.0超 シート厚0.6mm以上	m2					
防草シート工	法面部 1:2.0以下 シート厚0.6mm以上	m2					
防竹シート工(地表)	平面部	m2					
防竹シート工(地表)	法面部	m2					
防竹シート工(地中・地表)	幅1.0m、深さ1.0m	m					
防竹シート(重ね処理)		m					
運搬工							
刈草集積・積込運搬		100m2					
伐竹集積・積込運搬		100m2					
刈草処分	宮ノ陣クリーンセンター0.4kg/m2	100m2					
伐竹処分	宮ノ陣クリーンセンター1.2kg/m2	100m2					
小車運搬	運搬距離L=60m以下 刈草等	m3					
人肩運搬	運搬距離L=60m未満 刈草等	100m2					
トラッククレーン積込	2t積、吊能力2.0t	箇所					
積込(ルーズ)	BH0.1	m3					
建設発生土運搬	第4種建設発生土(草木混じり)、処分料含む	m3					
交通誘導員							
交通誘導員		人日					
合 計							

契約単価算出方法及び消費税及び地方消費税額の取扱いについて

1. 入札は、各工種における委託価格の合計額にて行い、その請負率を各工種の委託価格に乗じた金額を委託請負価格とする。  
委託価格は予定数量を考慮した価格である。なお、予定数量については、仕様書に記載された数量を目安とするが、当該年度の要望数等により増減する事がある。

$$\text{契約単価} = \text{各工種委託請負価格} \times 1.10$$

$$\text{各工種委託請負価格} = \frac{\text{落札価格}}{\text{委託価格合計額}} \times \text{各工種委託価格}$$

2. 各工種委託請負価格の計算過程に於いて整数止めとするため、契約単価の合計金額と、落札価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額とはあわない場合があるのでその場合は各工種委託請負価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額を契約単価とする。

# 当初設計書

設  
計

精  
算

起工番号 : 河維(委)第11号

履行期間 : 契約締結日の翌日から令和8年6月30日まで  
(ただし、本予算議決後は令和9年3月31日まで)

会計年度 : 令和 8 年度

単価世代 : 令和08年03月12日 公共

事業名 : 河川排水路等補修事業

諸経費率 : 公共 令和07年10月01日

業務名 : 河川排水路除草業務委託(単価契約) 1工区

設計部課名 : 都市建設部公園土木管理事務所

業務場所 : 久留米市 藤光町外 地内

(当初設計)

設

除草工 一式  
土工 一式  
雑工 一式  
運搬工 一式  
交通誘導員 一式

計

の

概

要

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本工事費						
除草工	1	式				
伐竹	1	式				
伐竹	1	100m <sup>2</sup>			単 1 号	
機械除草 肩掛式 (飛散防止措置無し)	370	100m <sup>2</sup>			単 2 号	
機械除草 肩掛式 (飛散防止措置有り)	4	100m <sup>2</sup>			単 3 号	
機械除草 ハンドガイド式	300	100m <sup>2</sup>			単 4 号	
人力護岸除草	1	100m <sup>2</sup>			単 5 号	
機械除草(排水路) 680m <sup>2</sup> 未満	1	箇所			単 6 号	
人力除草(排水路) 280m <sup>2</sup> 未満	1	箇所			単 7 号	
伐竹(排水路) 170m <sup>2</sup> 未満	1	箇所			単 8 号	
土工	1	式				
床掘(人力)	5	m <sup>3</sup>			単 9 号	

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
床掘(機械)	5	m3			単 10 号	
埋戻(人力) 流用土、タンバ締固め	5	m3			単 11 号	
埋戻(機械) 流用土、人力補助、タンバ締固め	5	m3			単 12 号	
法面整形(人力)	10	m2			単 13 号	
法面整形(機械施工)	10	m2			単 14 号	
購入土 埋戻用(認定リサイクル製品)	5	m3			単 15 号	
雑工	1	式				
張コンクリート工 t = 10cm、伸縮目地含む	120	m2			単 16 号	
型枠工 張コンクリート	12	m2			単 17 号	
防草シート工 平面部 1:2.0超 シート厚0.6mm以上	30	m2			単 18 号	
防草シート工 法面部 1:2.0以下 シート厚0.6mm以上	30	m2			単 19 号	
防竹シート工(地表) 平面部	30	m2			単 20 号	

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
防竹シート工（地表） 法面部	30	m <sup>2</sup>			単 21 号	
防竹シート工（地中・地表） 幅1.0m、深さ1.0m	10	m			単 22 号	
防竹シート工（重ね処理）	10	m			単 23 号	
運搬工	1	式				
刈草集積・積込運搬	670	100m <sup>2</sup>			単 24 号	
伐竹集積・積込運搬	1	100m <sup>2</sup>			単 25 号	
刈草処分 宮ノ陣クリーンセンター 0.4kg/m <sup>2</sup>	670	100m <sup>2</sup>			単 26 号	
伐竹処分 宮ノ陣クリーンセンター 1.2kg/m <sup>2</sup>	1	100m <sup>2</sup>			単 27 号	
小車運搬 運搬距離L=60m以下 刈草等	1	m <sup>3</sup>			単 28 号	
人肩運搬 運搬距離L=60m未満 刈草等	1	100m <sup>2</sup>			単 29 号	
トラッククレーン積込 2 t 積、吊能力2.0t	1	箇所			単 30 号	
積込（ルーズ） BH0.1	10	m <sup>3</sup>			単 31 号	

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
建設発生土運搬 第4種建設発生土(草木混じり)、処分料含む	10	m3			単 32 号	
交通誘導員	1	式				
交通誘導員	15	人日			単 33 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				



# 河川・排水路除草業務特記仕様書

- 1 この仕様書は、久留米市長が管理する準用河川等（以下「河川等」という。）の除草業務について必要な事項を示すものである。

除草に関しては、「福岡県土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理の手引き」その他監督職員が指定する各種要綱要領を適用する。なお、発行年度等は最新版とする。期間中は安全に注意し現場管理を行い、災害の防止に努めること。

また、作業により発生する刈草・伐竹等の処理にあたっては、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」を遵守し、「一般廃棄物」として適切な処理を行わなければならない。
- 2 設計図書並びに本仕様書中、設計書における数量は各工種の単位当たり単価を決定するための設計数量である。

また、仕様書に添付している位置図は、予定箇所であり、増減することがある。
- 3 受注者は、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）を1名選任した上で、各業務現場には現場責任者1名（腕章着用）を常駐させなければならない。
- 4 除草箇所や範囲、回数、工期等については、「指令書」により指示する。

指令書の数量は100㎡単位であり、計算過程において小数第2位までとし、その合計指令数量は、小数第1位まで（10㎡まで）とする。
- 5 受注者は各指令書の緊急性を考慮し、監督職員の指示に従い、速やかに履行し遅延しないことを原則とするが、やむを得ず、遅延する見込みが判明した場合は、速やかに監督職員にその理由と今後の対応について報告し、その指示に従うこと。また、指令書の内容について疑義が生じた場合にも、速やかに監督職員と協議を行うものとする。
- 6 作業について
  - (1) 受注者は着手前に「施工体制台帳」「施工体系図」「緊急時の体制・連絡系統図」に関する書類を提出しなければならない。
  - (2) 受注者は、作業にあたって事前に計画工程表を監督職員に提出し、作業に着手すること。
  - (3) 受注者は、補助刈り等を含め刈り残しがないように草刈をしなければならない。
  - (4) 受注者は、除草作業中第三者及び道路・河川の施設物等に損害を与えた場合、又は、陥没や洗掘など異常を確認した際は、直ちに発注者に報告しなければならない。伐竹は、運搬可能な大きさに切断する作業及び清掃を含むものとする。

機械除草は、人力による仕上げ除草及び空き缶等の障害物除去作業及び清掃を含むものとする。  
人力除草は、空き缶等の障害物除去作業及び清掃を含むものとする。
  - (5) 受注者は、作業により発生する刈草・伐竹等を、宮の陣クリーンセンターおよび、再資源化処理等を行っている処理施設等へ搬出し処分すること。
  - (6) 処分の確認については、処分地の受取伝票等搬出を証明するものを、監督職員に提出するものとする。なお、刈草の処分量については0.4kg/㎡、伐竹の処分量については1.2kg/㎡とし、乾燥状態により㎡当たり重量は変化するが変更の対象としない。

(7) 受注者は、除草作業の記録になる業務写真を、着手前・施工中・完了後に区分して撮影し、特殊な場合を除き、同一方向・同一箇所において比較できるように撮影すること。

また、除草面積が確認できるように出来形図を作成し業務写真と共に提出すること。

(8) 業務完了後、社内検査で出来形図及び写真と現場の出来形を再確認後、業務完了届を提出すること。

(9) 設計書に記載の工法（肩掛式又はハンドガイド式等）については、積算のための考え方を示したものであり、工法を指定するものではない。なお、受注者理由により工法を変更する場合は、原則として設計変更の対象としない。

工法変更については、事前に監督職員と協議し、承諾を得ること。

7 本業務は、原則として、交通に与える影響の少ない時間に行うものとする。（9：00～17：00 土日祝は作業なし。）やむを得ず、休日及び作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。また、現地交通状況により、交通誘導員が必要な場合は監督職員と協議すること。

8 交通誘導員を配置する際、契約締結している警備会社より、社員の資格有無が確認できる書類を提出すること。

9 受注者は第三者等の安全確保をすべてに優先するために、業務履行に伴い、第三者に与えた損害を補償する保険に加入すること。また、監督職員にその写しを提出すること。

10 作業中の従業員は統一した黄色のアノラックス又はチョッキ等を着用し、これに反射シートを取付けると共に保安帽を着用すること。

11 本単価契約に含まれる工種で規格のみが異なる場合は、別途積算により算出した直接委託費に、原契約の諸経費率及び請負率を乗じた金額を委託請負価格として計上するものとする。

12 受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

ウ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

13 受注者は、業務の下請作業に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

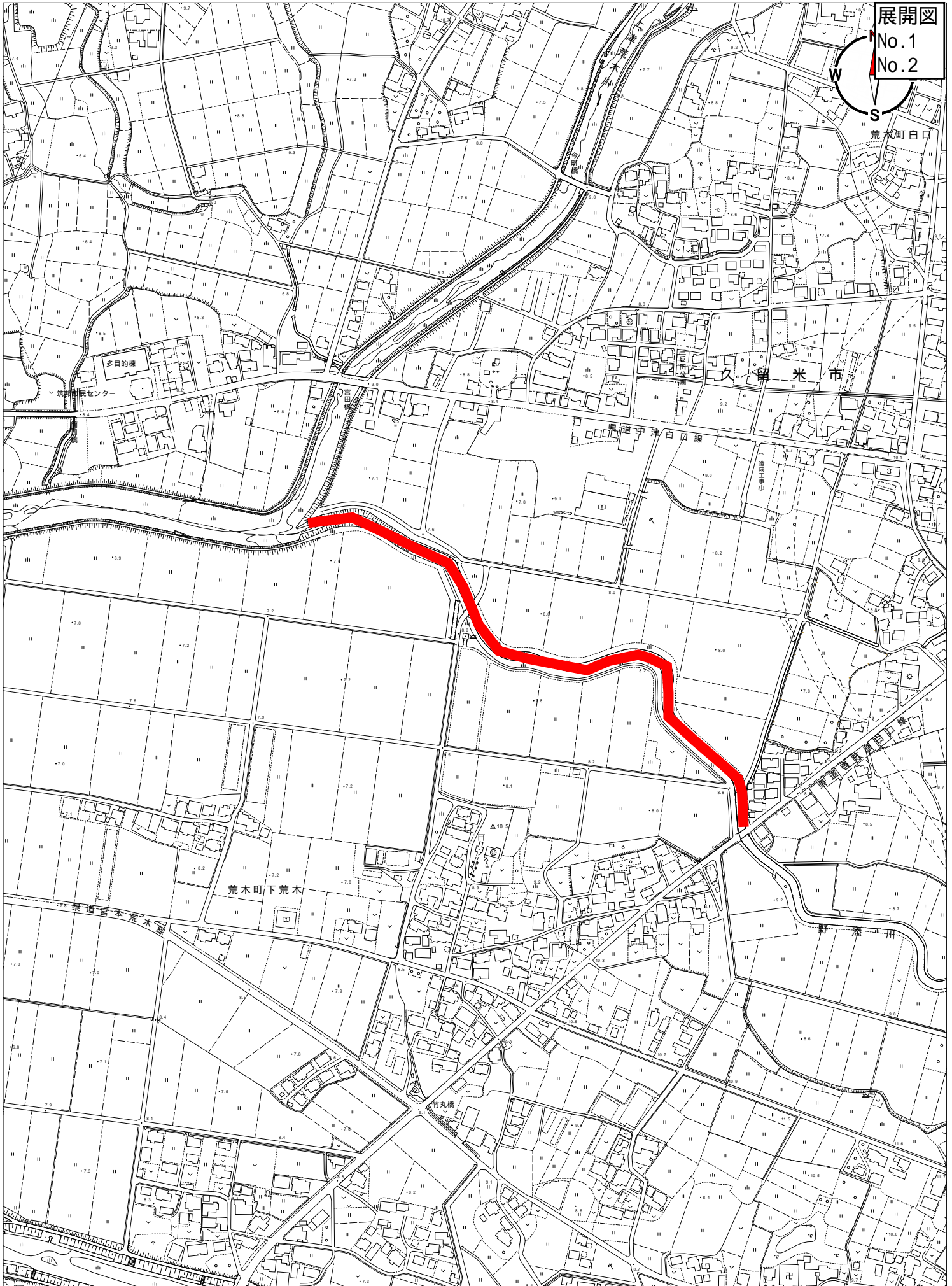
ア 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお、違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。

イ 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

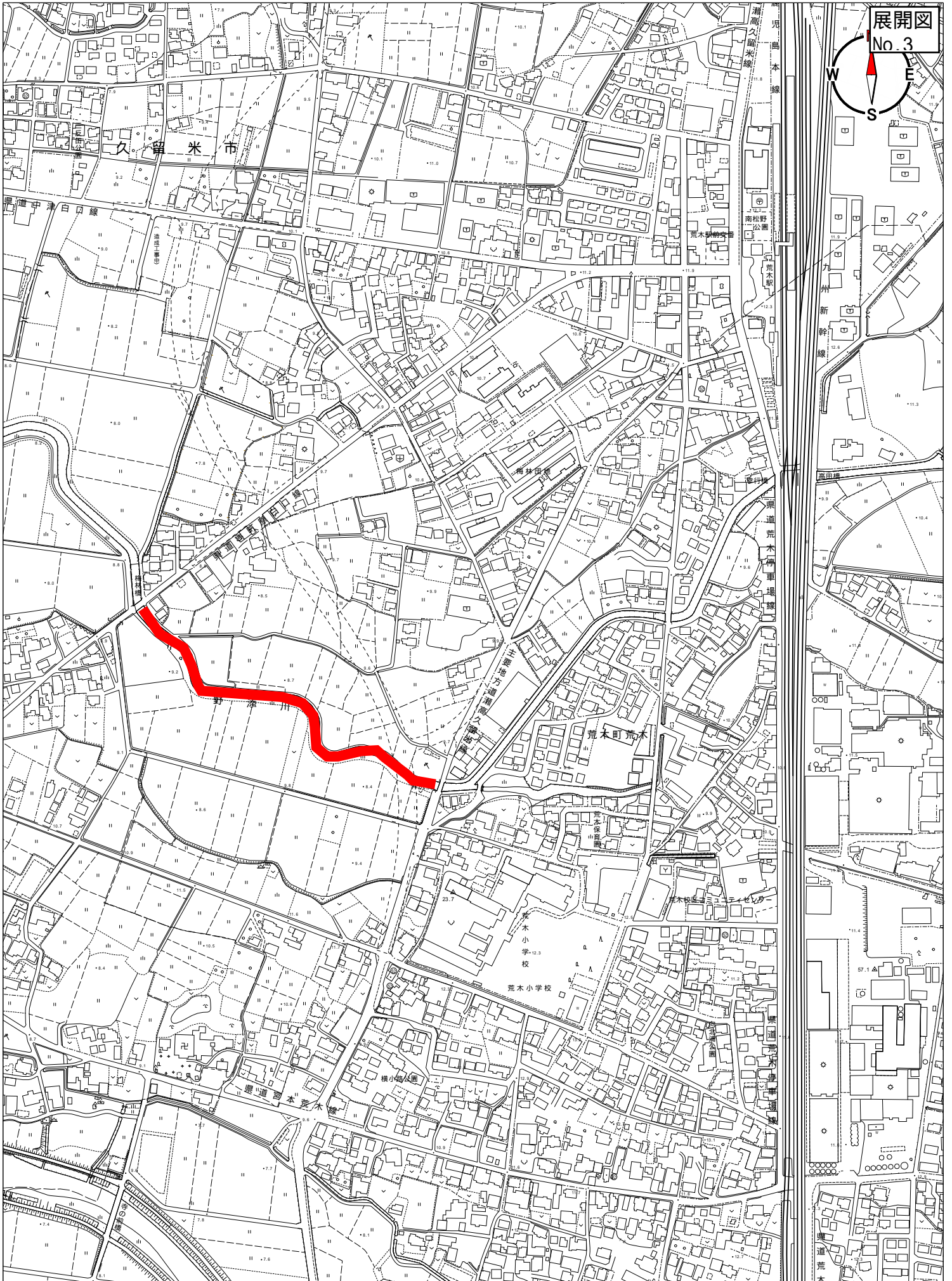
14 仕様書に明記されている『工事』は、業務と読み替えるものとする。

15 本仕様書に明記されていない事項は、監督職員と協議し、指示に従うこと。

# 野添川（下流起点～梅林橋）

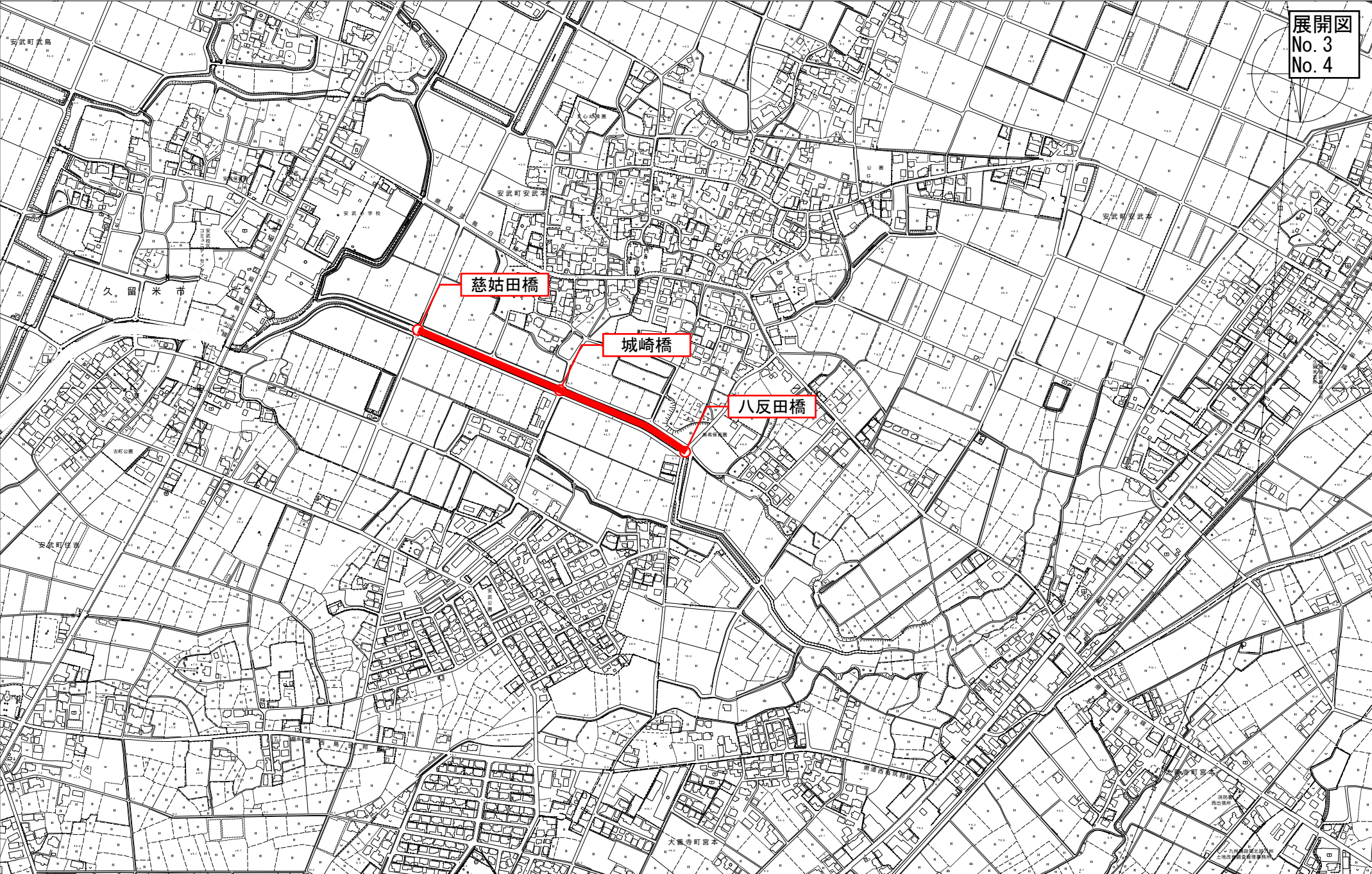


# 野添川 (梅林橋~井尻橋)



# 安武川 (慈姑田橋～八反田橋)

展開図  
No. 3  
No. 4



慈姑田橋

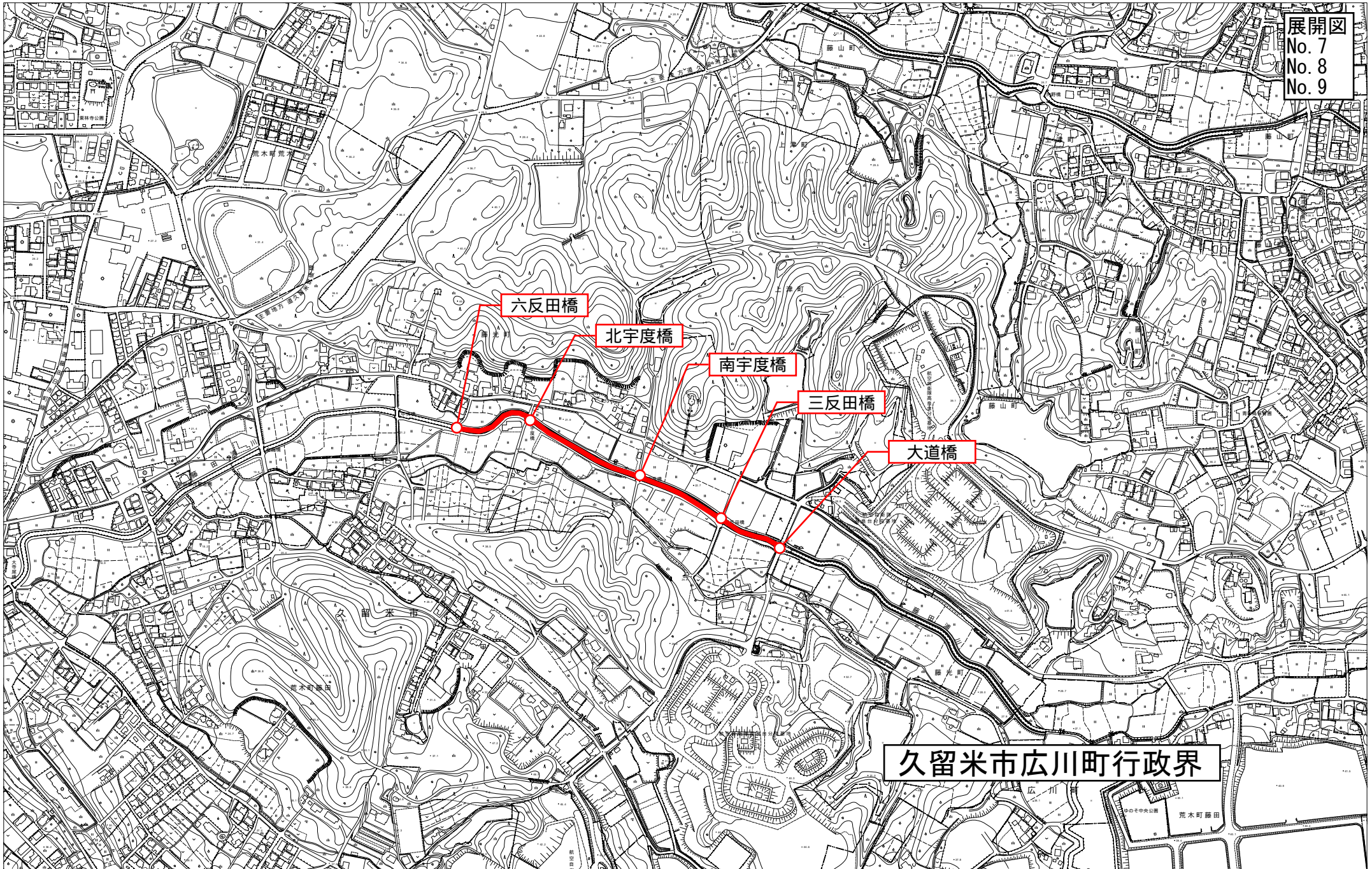
城崎橋

八反田橋

九州建設事務所  
三田地区建設課

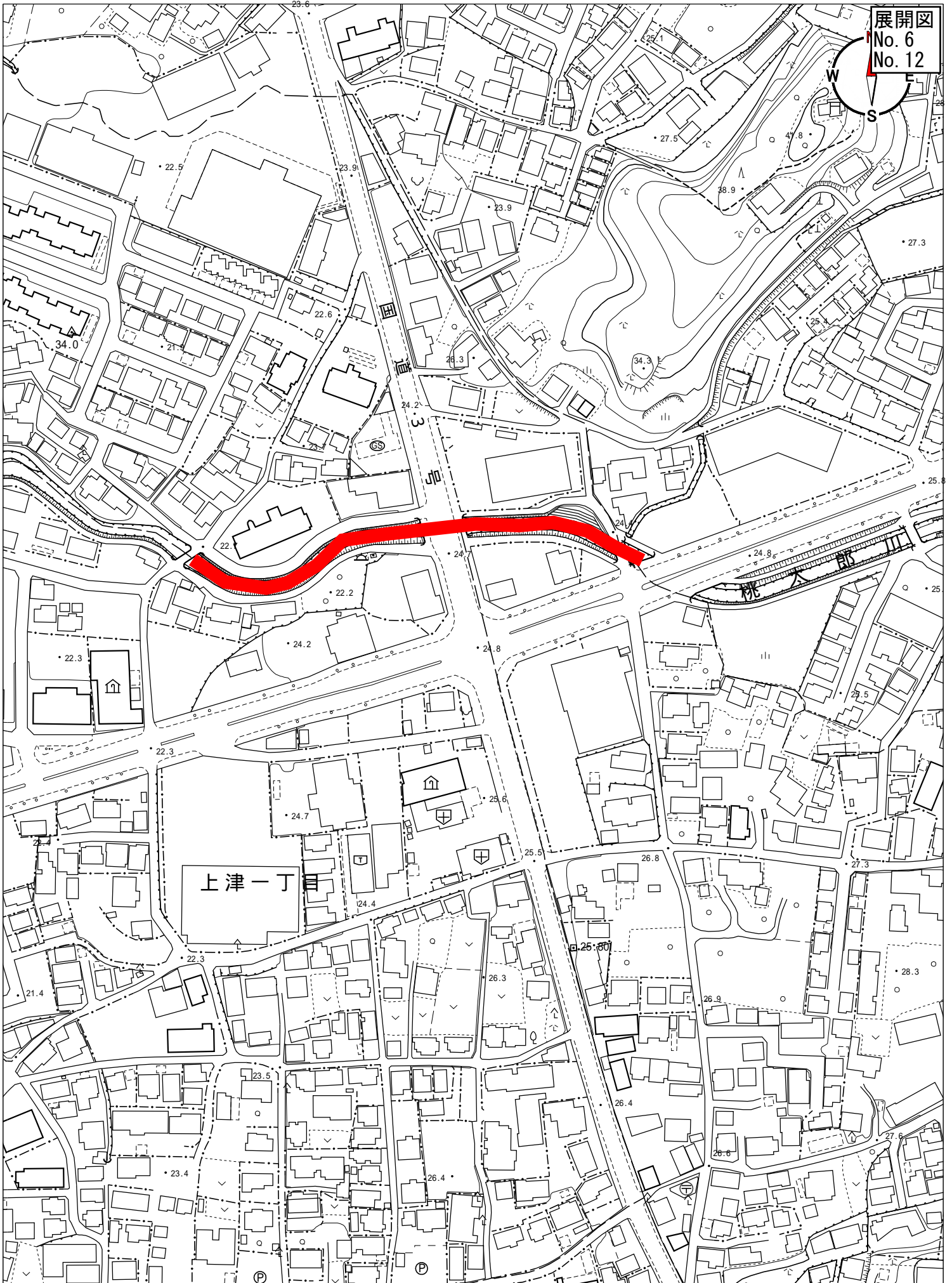
# 藤田浦川（六反田橋～大道橋）

展開図  
No. 7  
No. 8  
No. 9

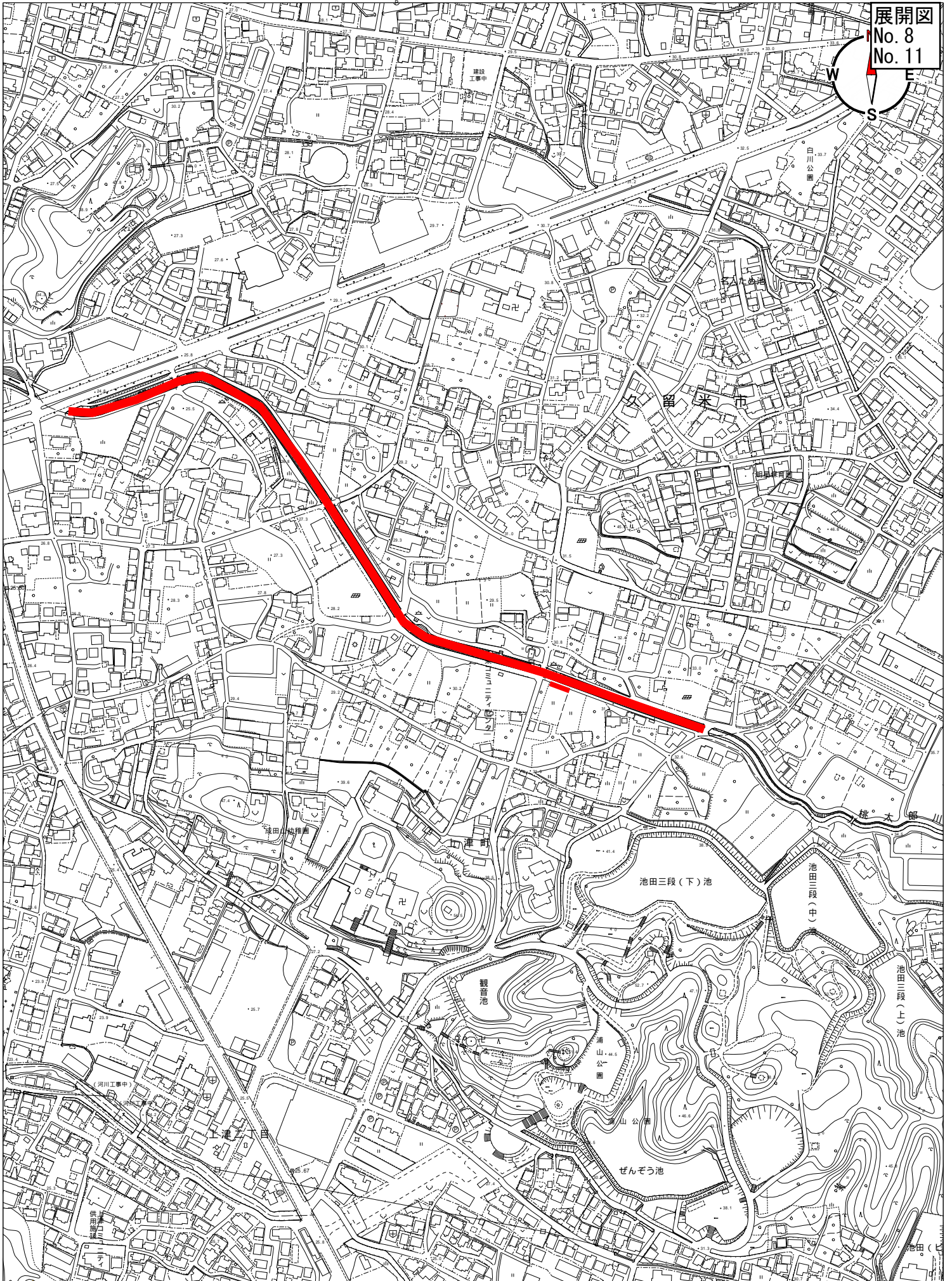


久留米市広川町行政界

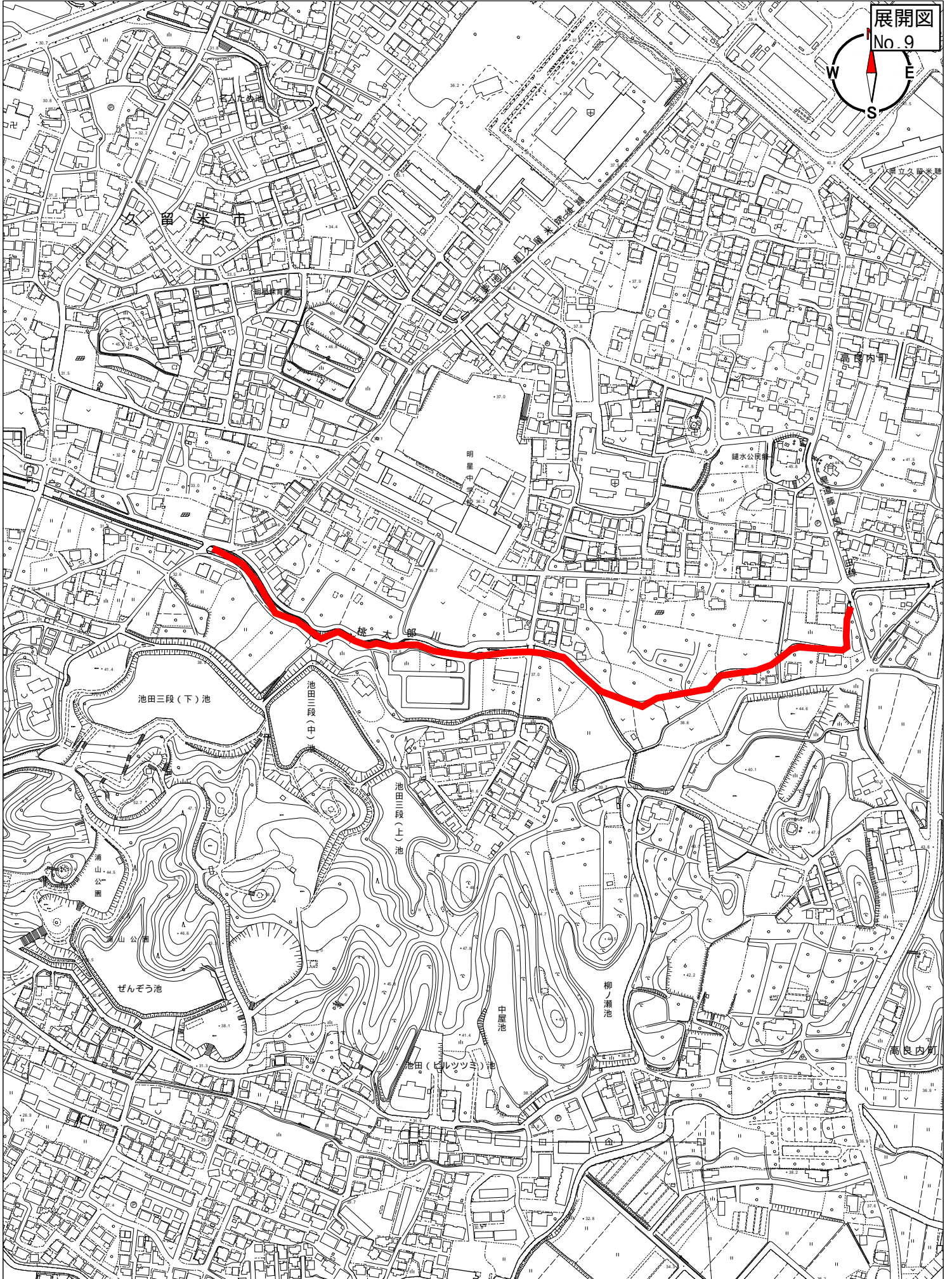
# 桃太郎川 (狐塚橋～桃太郎川橋)



# 桃太郎川（新片原橋～千束橋）



# 桃太郎川 (千束橋~上流起点)



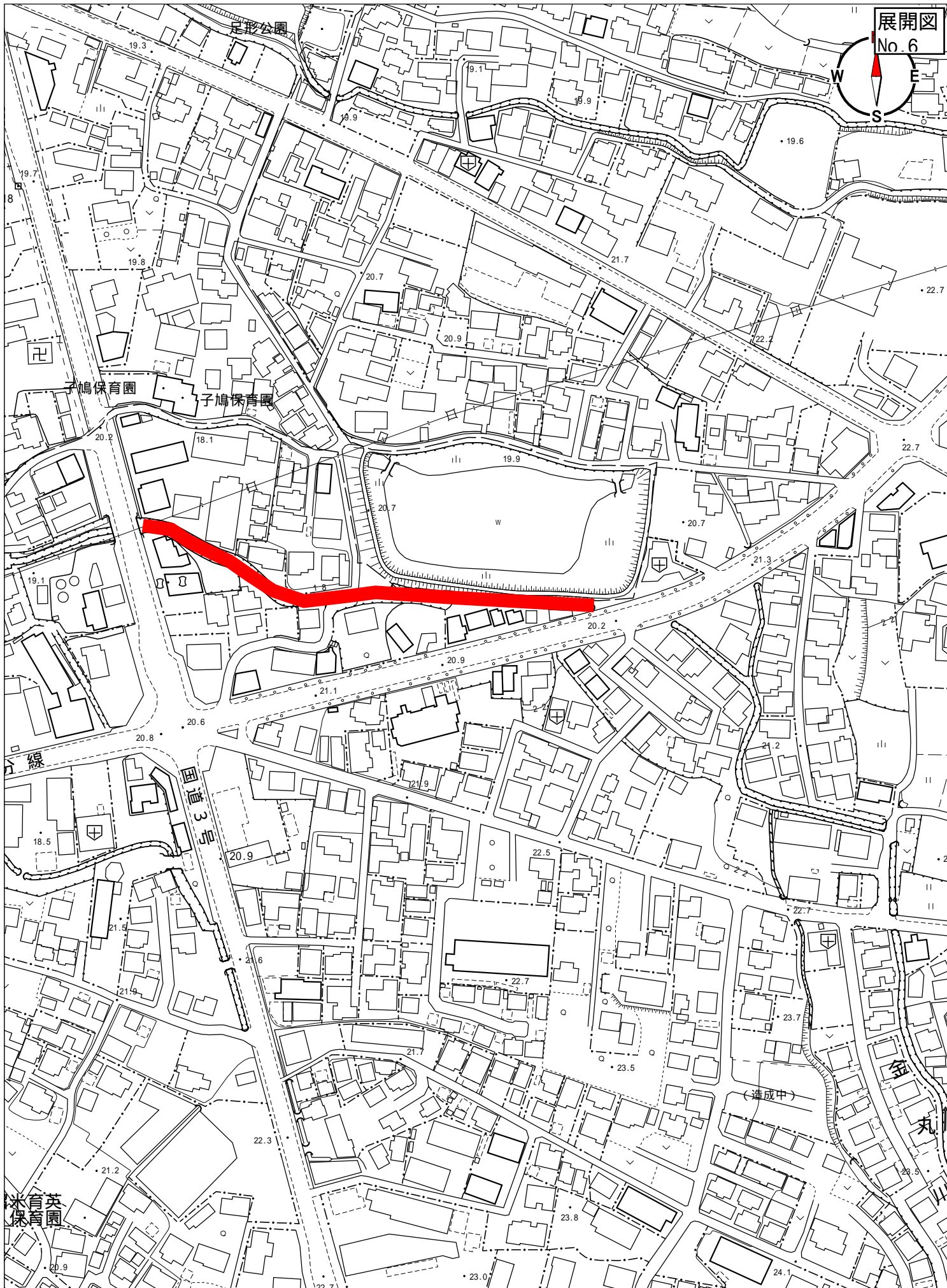
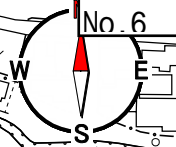




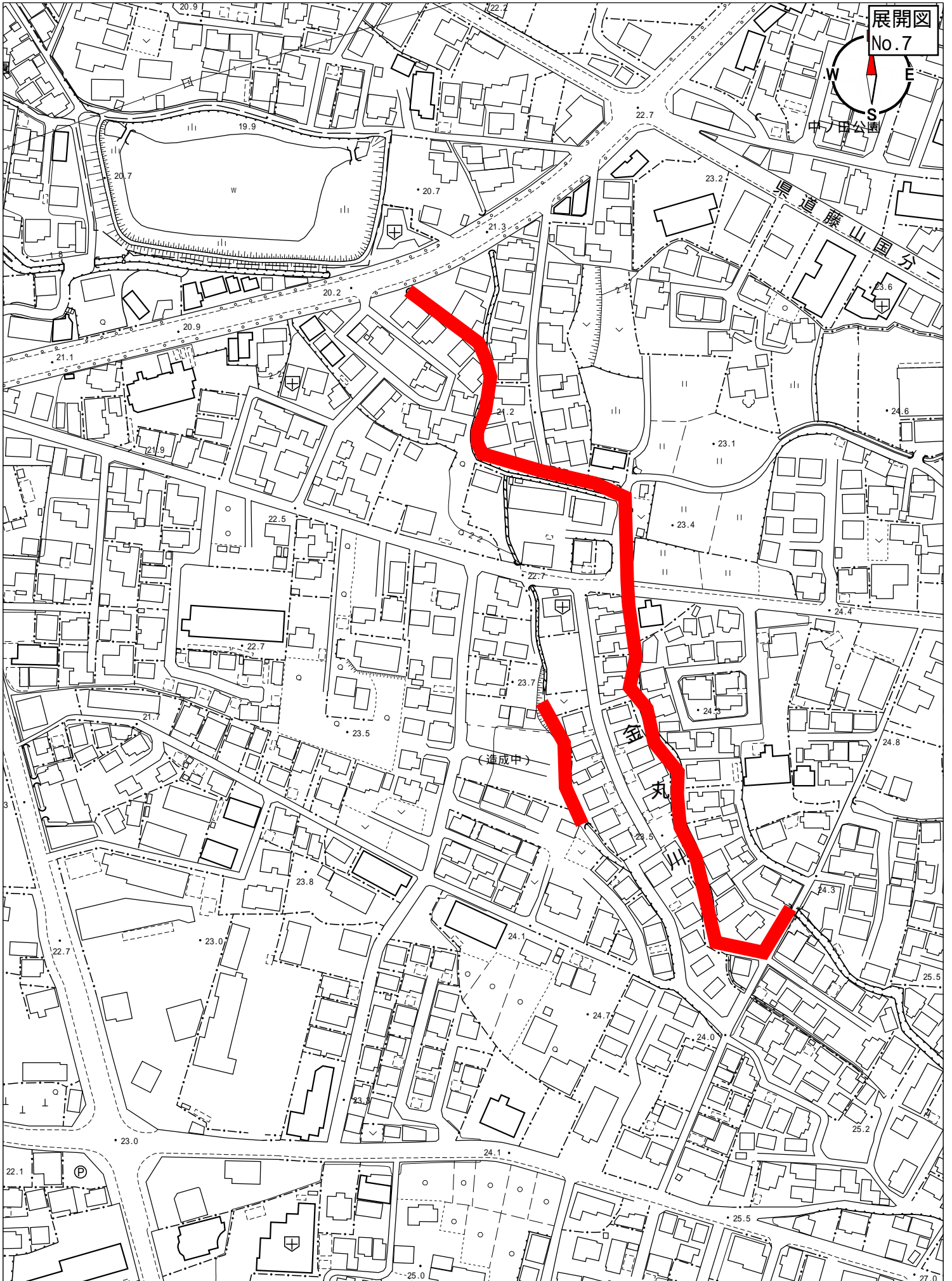
# 金丸川（国道3号線～苅原池）

展開図

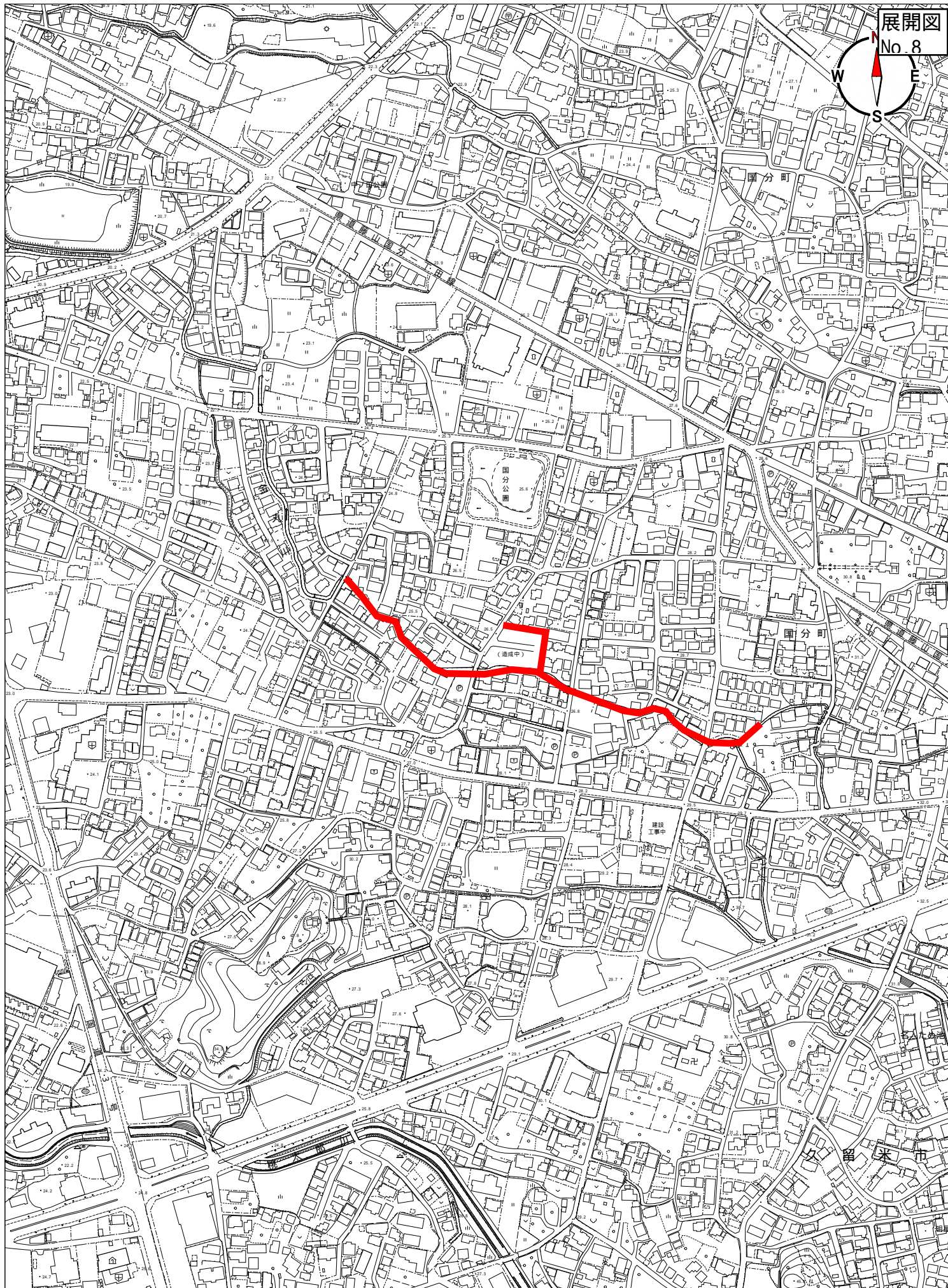
No. 6



# 金丸川 杉ノ下公園



# 金丸川 (国分1 ~ 上流起点)



# 排水路（安武町安武本）

中央浄化センター  
南側多目的広場

上野自治区  
公民館

展開図  
No. 1

